

# ねそ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成19年 7月号

## 未来へ継承！！休耕地の復元！！

世界遺産白川郷合掌集落。これは、合掌造りのみでなく、それを守り生きぬく人々の存在と日本における農山村の代表的な景観が世界に認められたものです。しかし、人々の生活の変化とともに、農地が荒れ景観がそこなわれてしまうといった問題も出てきています。そこで、それらを解決しようと、農地の継承や休耕地の復元に力を入れている団体や人々が大勢みえます。今回は、その一部を紹介したいと思います。

**白川郷まるごと体験塾**・・・グリーンツーリズムによる観光客の農業体験を発展させ、休耕地の復元活動にも力を入れています。今年度は、荻町集落内の水田2枚を復元しました。農地の継承は農地から得られる利益があってこそ成り立つもの。白川を訪れるお客様のニーズにあわせ農業体験が地域振興につながる道を探りながら、農業体験と農地の継承に取り組んでいます。

**白川郷観光協会**・・・昨年度休耕地を畑に復元した農地を、継続して栽培しています。農山村の景観こそが白川郷の観光資源であり宝であることを自覚し、観光協会も景観保存に率先して協力しようとして取り組んでいます。観光協会本来の仕事が多忙ななか、業務が終了した時間を活用し作物の成長を楽しみながら取り組んでいます。将来的には世界遺産のお米や野菜が白川ブランドとしての価値を付加して販売促進につながる方策を考えていきたいと考えています。

**合掌保存財団**・・・休耕地の復元を手がけて4年目となりました。今年はキャタピラ式のトラクターを村の補助金より購入し、荒地の復元に力を入れています。沼地に強い機械ですので、休耕地の復元を考えてみえる方はお貸ししますのご相談ください。また、景観保全の教育普及として、今年度は名古屋国際学園（NIS）7年生の田植え体験に協力しました。復元した水田を提供し田植えの支援をするとともに、休耕地を復元する意義を子どもたちに訴えていきました。



【 荒れ地が田によみがえる！！ 】



【 田植えを体験するNIS7年生！！ 】

**白川郷トヨタ自然学校**・・・昨年度は観光協会さんに協力する形で行いましたが、今年度は単独で取り組みを始めました。集落内の休耕地を畑に復元し、農作物作りに励んでいます。小さな畑かもしれませんが、荻町地区の景観保全に協力できていることを誇りに感じています。

## 白川小学校・・・学校の伝統ある教育活動の一環として、

田づくり活動を行っています。平成16年度からは田を荻町地区内に移し、世界遺産地区内の休耕田の復元と維持に貢献しています。荻町地区の水田では今年で4回目の取り組みとなります。5年生が田づくりリーダーとなり、全校で田植えや稲刈りに取り組んでいます。もちろん、PTAのお父さんお母さん、地域の方々の支援があつてこそこの活動です。収穫したお米でもちつき祭りをを行い収穫を祝うとともに、花もちをつくって公共機関にプレゼントしています。



## 荻町自然環境を守る会・・・他団体との連絡調整を

図りながら、休耕地の復元のあるべき方向を話し合うとともに、休耕地の復元にむけた取り組みを行っています。本年度は、荻町三島建具店向かいの水田、和田家北面の休耕地の復元、シタゴソ休耕地の転作実施し、今後はかん町棚田の保全作業等を検討しています。



【休耕地を田に復元！！】

【田づくり活動で景観保全に貢献】  
 その他村役場をはじめ様々な方々が景観保全の取り組みを進めていますが、基本は「所有者が農地を継続して管理すること」にあります。しかし、高齢化、重労働、管理をする時間と費用の問題等、維持する難しさがあることもよくわかります。今後は、「農業が仕事として成り立つ地域振興のありかた」を探りつつ、景観維持にむけた取り組みを進めていく必要があると考えています。先人より受け継いだ世界に誇る景観を守るために、みんなで知恵と汗を出し合ってがんばっていこうではありませんか。まずは、「景観を守るために我が家でできることは・・・」ぜひ考えてみてください。

(文責：和田正人)

### 守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

## = 6月の活動報告 =

- 6月 1日 休耕地のしろかき
- 6月 4日 休耕地の田植え
- 6月 6日 N I S 田植え体験（財団・守る会）
- 6月 11日 定例会及び地区内現地視察
- 6月 17日 長良中進路講演会（岐阜市）
- 6月 17日 旧寺口家草刈り（一般環境部）
- 6月 27日 ブロードバンド促進検討会（2名）
- 6月 28日 R 1 5 6 清掃・改良連絡協議会総会

## = 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会（毎月10日前後）の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

### 7月の協議事項（現状変更申請に関わって）

- |                 |                   |             |
|-----------------|-------------------|-------------|
| 白川村・・・村道側溝蓋板布設  | *****             | 店舗付住宅の新築    |
| *****           | 既存サッシ窓の外に木製建具取り付け | *****       |
| *****           | *****             | 防護柵         |
| 白川村・・・荻町駐車場舗装修繕 | *****             | 落ち屋根トタン葺き替え |